

(第1条関係)寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては<u>100分の205</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては<u>100分の215</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>

(第2条関係)寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の190</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の215</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の195</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の210</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>

(改正附則)

現行	改正案
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(施行期日等)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>ただし、第2条の規定は、平成28年4月1</u> <u>日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の寒川町特</u> <u>別職の職員の給与に関する条例（以下</u> <u>「第1条改正後条例」という。）の規定</u> <u>は、平成27年12月1日から適用する。</u> <u>(給与の内払)</u></p> <p>3 <u>第1条改正後条例の規定を適用する場</u> <u>合においては、第1条の規定による改正</u> <u>前の寒川町特別職の職員の給与に関す</u> <u>る条例の規定に基づいて平成27年12月</u> <u>に支給された期末手当は、第1条改正後</u> <u>条例の規定による期末手当の内払とみ</u> <u>なす。</u></p>